

平成23年度

福島町議会定例会

5月会議議案

福島町

議案第 2 号

福島町国民健康保険税条例の一部改正について

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 5 月 19 日 提出

福島町長 村 田 駿

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福島町国民健康保険税条例(昭和 35 年福島町条例第 12 号)の一部を別紙のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>50万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>50万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>13万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>13万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>10万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>10万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,000</u>円とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>51万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>51万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>14万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>12万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>12万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>20,000</u>円とする。</p>

改正前

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が50万円を超える場合には、50万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が13万円を超える場合には、13万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が10万円を超える場合には、10万円)の合算額とする。

(1) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 16,800円

イ～エ (略)

(2) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,000円

イ～エ (略)

(3) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,800円

改正後

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。

(1) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 14,000円

イ～エ(略)

(2) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,000円

イ～エ (略)

(3) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,000円

改正前	改正後
イ～エ（略）	イ～エ（略）

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

（適用区分）

第2条 改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第3号

福島町国民健康保険条例の一部改正について

福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年5月19日提出

福島町長 村田 駿

福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

福島町国民健康保険条例（昭和35年福島町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(町が行う国民健康保険) 第1条～第6条(略) (出産育児一時金) 第7条 被保険者が出産したときは、当該保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>350,000円</u> を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 第8条(略) 第5章 保健事業 第9条 町は、国民健康保険法第72	(町が行う国民健康保険) 第1条～第6条(略) (出産育児一時金) 第7条 被保険者が出産したときは、当該保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>390,000円</u> を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 第8条(略) 第5章 保健事業 第9条 町は、国民健康保険法第72
<u>条の5</u> に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。	<u>条の4</u> に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

<p>附 則 <u>(平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月 までの間の出産に係る出産育児一時 金に関する経過措置)</u> 2 <u>被保険者が平成 21 年 10 月 1 日か ら平成 23 年 3 月 31 日までの間に 産したときに支給する出産育児一 時金についての第 7 条第 1 項の規定 の適用については、同条第 1 項中 「350,000 円」とあるのは、 「390,000 円」とする。</u></p>	<p>附 則 <u>削る</u></p>
--	---------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

議案第4号

平成23年度福島町一般会計補正予算（第2号）

平成23年度福島町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120,125千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,435,711千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をできる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

平成23年 5 月19日提出

福島町長 村 田 駿

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地 方 交 付 税		1,684,745	21,216	1,705,961
	1 地 方 交 付 税	1,684,745	21,216	1,705,961
13 国 庫 支 出 金		170,395	44,509	214,904
	2 国 庫 補 助 金	54,739	44,509	99,248
20 町	債	500,725	54,400	555,125
	1 町 債	500,725	54,400	555,125
歳 入 合 計		3,315,586	120,125	3,435,711

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		187,727	113	187,840
	1 総務管理費	123,090	113	123,203
8 土木費		68,075	120,012	188,087
	5 住宅費	8,000	120,012	128,012
歳出合計		3,315,586	120,125	3,435,711

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8. 土木費	5. 住宅費	丸山団地町営住宅建替事業	千円 176,868	平成23年度	千円 119,970
				平成24年度	56,898

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
住民基本台帳法改正対応システム及び電子 計算機器等譲受代金に関する債務負担行為	平成24年度から 平成27年度まで	30,062千円

第4表

地方債補正（追加）

（単位：千円）

起債の目的	限度額			償還の方法
	限度額	起債の方法	利率	
公営住宅建設事業債	54,400	普通貸借又は証券発行	3.0%以内	<p>政府資金については、その融資条件による。</p> <p>銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。</p> <p>ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。</p>

歲入歲出予算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
9. 地方交付税	1,684,745	21,216	1,705,961
13. 国庫支出金	170,395	44,509	214,904
20. 町 債	500,725	54,400	555,125
計	3,315,586	120,125	3,435,711

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	187,727	113	187,840				113
8. 土木費	68,075	120,012	188,087	44,509	54,400		21,103
計	3,315,586	120,125	3,435,711	44,509	54,400		21,216

入 歳

2 歳入

9 款 地方交付税

1 項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	1,684,745	21,216	1,705,961	1 地方交付税	21,216	普通交付税 21,216
計	1,684,745	21,216	1,705,961			

13 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

3 土木費国庫補助金	4,500	44,509	49,009	2 住宅費補助金	44,509	社会資本整備総合交付金（町営住宅建設分） 44,509
計	54,739	44,509	99,248			

20 款 町債

1 項 町債

6 土木債	0	54,400	54,400	1 公営住宅建設 事業債	54,400	公営住宅建設事業債 54,400
計	500,725	54,400	555,125			

出 歳

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
14 電子計算費	18,195	113	18,308				113	23 償還金・利子 及び割引料	113	電子計算化事業費 23 住民基本台帳法改正対応システム複受代金年賦金 113
計	123,090	113	123,203	0	0	0	113			

8 款 土木費

5 項 住宅費

3 住宅建設費	0	120,012	120,012	44,509	54,400		21,103	9 旅費	42	丸山団地町営住宅建替事業費	120,012
										9 普通旅費	42
								13 委託料	2,450	13 監理業務委託料	2,450
								15 工事請負費	117,520	15 町営住宅建設工事費	117,520
										内訳 建築主体工事	103,600
										内訳 電気設備工事	4,680
										内訳 機械設備工事	9,240
計	8,000	120,012	128,012	44,509	54,400	0	21,103				

継続費についての当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度末までの支出額 ①	前年度末までの支出(見込)額 ②	当該年度支出予定額 ③	当該年度末までの支出予定額 ④	翌年度以降支出予定額 ⑤	継続費の総額に対する進捗率 ⑥
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳			一般財源						
					特 定 財 源									
					国 道 支出金	地方債	その他							
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
8. 土木費	5. 住宅費	丸山団地町営住宅建替事業	平成23年度	119,970	44,509	54,400		21,061			119,970	119,970		67.8
			平成24年度	56,898	19,691	24,000		13,207					56,898	32.2
			計	176,868	64,200	78,400	0	34,268	0	0	119,970	119,970	56,898	100.0